

先進地視察報告書

平成20年9月

**十和田地域広域事務組合
ごみ有料化等検討委員会**

ごみ有料化等検討委員会先進地視察報告

- 1 期 間 平成20年8月26日(火)～27日(水)
- 2 視 察 先 東根市外二市一町共立衛生処理組合(クリーンピア共立)
山形県東根市大字野田字シタ2038
- 3 参加委員 会 長 上 野 俊 治 副会長 中 橋 勇 一
委 員 相 内 一 二 松 橋 均 種 市 輝 夫
小林 光 男 伊 沢 義 隆 富 田 義 輝
立 花 広 美 鹿 島 千 恵 子 漆 坂 直 樹
石 川 隆 一 酒 井 正 志 高 村 郁 子
竹 内 操 男 遠 藤 健 治
ほか随員職員 鈴木事務局長・佐々木課長補佐・盛田主任主査

先進地視察に先立ち、最終処分場のひっ迫している現状を確認するため、8月26日の午前10時から西大沼平の十和田最終処分場を視察した後、先進地に向かった。

東根市外二市一町共立衛生処理組合からは、片桐事務局長、小林総務次長、岡崎財政係長の事務局職員が出席し、片桐事務局長から歓迎のあいさつ、上野会長からお礼のあいさつ後、視察事項について説明を受け、参加者から質疑等を行った。視察先は、ごみ減量化協議会等で検討を重ねた結果が先進地となって展開され、行政や住民が一体となって取り組まれたことは大変勉強になった。その主な内容については、下記のとおりです。

- 4 目 的 当検討委員会でごみの減量化や資源化及び家庭ごみの有料化などの施策を検討するにあたり、東北において一部事務組合が主体となり平成7年から家庭ごみの有料化を導入した先進地の状況等について調査し、参考とするため実施した。
- 5 視察事項 (1) 東根市外二市一町共立衛生処理組合の概要(主にごみ処理部門)
(2) ごみ有料化の状況について
(3) 廃食用油燃料化施設
- 6 視察概要 (日時: 8月27日 午前9時～午後12時15分)

(1) 東根市外二市一町共立衛生処理組合の概要

①共同処理する事務

ごみ及びし尿処理施設の建設及び管理運営に関する事務

※ごみの収集から最終処分までの処理。ただし、一般廃棄物処理業の許可は構成市町で行う。

※予算規模 平成20年度予算総額 2,997,647千円

②構成市町及び人口

東根市・村山市・天童市・河北町(3市1町) 人口157,809人

③ごみ処理の収集区分

もやせるごみ、資源物(缶・びん)、粗大ごみ、もやせないごみ、ペットボトル、廃食用油の6種分別(他に廃乾電池も収集)

※ごみの収集は委託、施設の運転は一部委託。

④ごみ処理の実績(平成19年度)

※ごみ処理量 47,218t (前年対比 △3.2%)

※ごみの内訳 全体の90.0%がもやせるごみ、次に資源物3.8%、もやせないごみが3.8%となっている。

※1人1日当たりの排出量 820g (前年対比 △2.9%)

・十和田広域 → 950g

⑤資源回収への助成

※新聞、雑誌、段ボールなどの紙類資源の組合収集はしていない。

直接搬入のみ受け入れ可能(無料)。

※構成市町では集団回収を奨励し、自治会、子供会に助成金を交付している。

(東根市では10円/kg)

⑥構成市町への報奨金

※組合では、ごみ減量化支援活動への還元として、ごみ有料化の収入から1世帯当たり50円のごみ減量化報奨金を構成市町に世帯数に応じた金額を交付している。報奨金の用途は自由。(平成19年度 全世帯数48,576世帯×50円=2,428,800円)

(2) ごみ有料化の状況について

【1】ごみ有料化の背景と経緯

東根市外二市一町共立衛生処理組合では、平成4年から整備を進めてきた粗大ごみ処理施設が平成7年度から稼働することによって処理経費の倍増が予想されることや焼却施設の更新、最終処分場のひっ迫から処理コストの抑制、施設の延命化を図ることが必要となり「ごみの減量化」が大きな課題となった。

そこで、平成6年5月に「ごみ減量化対策協議会」を設置し、同年10月に、この協議会からごみの適正処理及び減量化対策の推進に向けた「分別の徹底、ごみ袋の指定及び有料化、粗大ごみの戸別収集」を基本とした内容の提言を受けた。

この提言を踏襲し、住民の責務(減量、適正排出)、排出量に応じた負担の公平化、処理コストの適正負担によって住民の意識改革等をねらいとしたごみの有料化を平成7年7月に導入し、ごみの減量化によって、事業費の軽減、処理施設、最終処分場の延命化を図った。

【2】ごみ有料化の概要(指定袋による有料化の仕組み)

①目的・効果

(1)住民の意識改革

ごみの排出抑制及び再生利用(リサイクル)の動機付けを図るとともに、モラルの向上・マナーの確立により適正排出を推進する。

(2)負担の公平化

ごみの排出抑制、再生利用等によりごみの減量に努力した者とそうでない者との負担の公平化を図るため、受益者負担の原則から排出量に応じた負担とする。

(3)コスト意識

ごみ処理経費に莫大な経費を要することから、処理コストに対する意識を高め、ごみは「タダ」で処理できないことを住民に認識してもらう。

(4)ごみ減量に対する相乗効果

ごみ有料化による収入は、構成市町負担金の軽減及びごみ減量化の報償として地域の環境づくりや活動に還元することにより用途を明確にする。

②実施時期

平成7年7月1日（1か月前から指定袋を販売）

③料金体系

単純従量制（排出量に応じて、排出者の負担額が増える方式）

④対象品目

もやせるごみ、もやせないごみ、資源物（全品目）

⑤処理料金の水準（金額の設定根拠）

処理手数料の設定は、指定袋にごみ収集・処理経費の一部を加算するものとし、収集経費と処理経費の原価計算に基づき、その経費の概ね10%を加算とした。それに指定袋の取扱及び保管手数料、指定袋の製造単価により算出する。

【料金の設定】

(1) 収集処理経費（直接経費＋管理経費）

※もやせるごみ1袋当たりの原価（35L・7kg）＝86.8円×10%≒8円

(2) 指定袋の保管・事務手数料（袋の単価を20円に設定）

※指定袋1枚につき4%程度の保管及び事務経費等 ≒2円

(3) 指定袋の取扱手数料

※指定袋1枚につき10%程度の手数料（公共料金等勘案） ≒2円

(4) 指定袋製造単価

※指定袋1枚あたりの単価 ≒2円

指定袋の価格＝{(1)+(2)+(3)+(4)}×1.03＝19.57 ≒20円

⑥徴収方法（指定袋の規格とその金額）

※証紙による手数料徴収方式

(1) 指定袋に証紙を印刷して販売（指定ごみ袋用証紙）

(2) 証紙の交付を管内4農協に業務委託（指定袋の保管、指定袋の交付）

(3) 証紙の売り捌きは、指定店（証紙取扱店）が農協から買求めて販売

※指定袋の規格等

(1) もやせるごみ袋（半透明・35L） 1枚の金額 20円

(2) 資源・もやせないごみ袋（透明・45L） 1枚の金額 20円

⑦料金収入の用途

(1) 構成市町負担金の軽減

(2) ごみ減量報償費（構成市町に1世帯当たり50円を還元・用途は自由）

(3) 指定袋の製造費、販売等の手数料、事務経費

⑧減免対象

※指定袋の減免はしていない。

【3】有料化の導入に向けた住民等との合意形成・広報

事務組合が導入主体となるため、構成市町との間で業務の責任分担を明確にすることが不可欠

※組合の業務

事務部門（調査、分析、導入計画、関係機関への説明）

※構成市町の業務

住民への周知、指導（住民説明会、広報、指定袋への入れ方等）を担当し、自治会長、ごみ減量推進員が協力。

- ① 住民との意見交換や説明会の開催
 - ※組合→ ごみ減量化対策協議会、組合議員懇談会、証紙指定店等への説明。
 - ※構成市町では、住民説明会を実施(1回)
- ② 広報媒体の活用
 - ※組合→ 山形新聞による座談会、組合広報、チラシの作成・配布による周知。
 - ※構成市町では、広報による周知。

【4】有料化と併せた施策

- ① 分別区分の見直し
- ② ごみ減量化への支援として、構成市町へ報奨金を交付
- ③ 粗大ごみの有料戸別収集を実施（粗大ごみの有料収集実施前3か月間は無料収集）

【5】不適正排出や不法投棄への対応

- 組合では、不適正排出されたごみ袋に収集できない理由を明記したステッカーを貼り、原則として収集しない。また、夏休みの日曜日に施設を開放し環境学習の場を提供。
- 構成市町担当課では、町内会長等への分別排出の啓発や自治会の当番制による監視活動を実施。

【6】ごみ有料化導入後の状況と課題

① 有料化導入前後の生活系ごみの状況

時 期	搬 入 量 (kg)	対 比
H 6/7~H 7/6 (有料化前)	25,675,070	
H 7/7~H 8/6 (有料化1年後)	21,122,650	82.27%
H 8/7~H 9/6 (有料化2年後)	22,549,160	87.83%
H 9/7~H10/6 (有料化3年後)	23,977,490	93.39%
H10/7~H11/6 (有料化4年後)	25,520,720	99.40%

- (1) 有料化導入3年後までは、ねらいとするごみの減量が確実に現れている。しかし、4年後になると対比が99.4%と減量効果が低下した。
- (2) 汚かったステーションが有料化を機会に見違えるようにきれいになった。
- (3) 指定袋に名前等を記入する自治会が増加した。

② 有料化制度の見直し

平成11年度以降、有料化による減量効果が低下し、ごみ量搬入量が増加し、リバウンドが生じた。また、指定ごみ袋の製造経費の増加や指定ごみ袋の容量の変更やレジ袋タイプへの変更の要望があり検討が必要となった。

リバウンドの主な要因は、指定袋の料金が1枚あたり20円と収集処理経費の加算分を10%と低く設定したことが上げられる。

このため、平成16年4月から収集処理経費の半分程度を受益者負担とし、指定袋の形式をレジ袋タイプに、証紙手数料（指定袋の価格）を改定した。

※収集処理経費の加算分 ごみ質からもやせるごみ1袋35Lのごみ量は5kgで換算

↓

改定後の販売単価	40円	(20円の増額・値上げ率200%)
----------	-----	-------------------

【7】有料化施策を検討する上で最も苦労した点

①制度設計において苦労した点

ごみ減量化対策協議会の提言から有料化の実施までの期間が7か月と短く、有料化の素案作成や指定袋販売店の指定、指定袋の製造など事務量が増大した。

また、ごみ指定袋を証紙という形（袋は付属品とし処理手数料を証紙で徴収）で販売するためや非課税扱について県及び税務署との協議に時間を要した。

有料化していない隣接自治体との連携も必要とのことであった。

②住民との合意形成において苦労した点

住民への周知や説明会は、構成市町で実施したが、有料化の周知や導入に対しての説明会を各地区1回の開催となり、納得いく説明が十分ではなかった。

ただ、周知期間が短い割には、ごみに対する住民意識の向上やステーションの管理が徹底できたのも、自治会やごみ減量推進員の協力があつたからで、有料化の成功の鍵は、住民、自治会の協力が不可欠であるとのことであった。

【8】その他

・事業系ごみ対策

有料化にあたり、事業系のごみ対策は特にないとのことであった。

事業系ごみの適正排出や減量については次のことを実施している。

①事業系ごみについては、許可業者に限り搬入ごみの抜き打ち検査を実施

②直接搬入ごみの処理手数料 10kg ごとに 130 円（平成 13 年 4 月 1 日）

十和田地域広域事務組合 → 50kg ごとに 105 円

※燃えるごみを 50kg 搬入した場合における比較

十和田地域広域事務組合 105 円

東根市外二市一町共立衛生処理組合 650 円（差額 545 円）

●このことから、十和田地域広域事務組合のごみ処理手数料の水準があまりにも低いことが分かり、ごみ減量化には、事業系対策も重要で、ごみ処理経費の原価計算に応じた負担が必要であることを感じた。

（3）廃食用油燃料化施設

平成 17 年 4 月から廃食用油（使い終わったてんぷら油など）を回収し、BDF（バイオディーゼルフューエル）と呼ばれる燃料を生成している。生成したBDFはディーゼル車の軽油に代わる燃料として再利用でき、し尿収集車 9 台、連絡車 1 台の計 10 台分の燃料としていた。

①廃食用油燃料化施設の概要

処理能力 200L/5H

総事業費 10,633千円

稼働 平成 17 年 9 月

②廃食用油の収集状況

・収集体制は、週 2 回のもやせるごみの日に収集を行い、ペットボトルに入れて排出する。（収集車にカゴを設置して燃えるごみとともに回収している。）

・平成 19 年度収集量 39,255 L ※1 世帯あたり 0.81 L

③BDF 製造体制

製造体制は、し尿処理を担当する職員が行うため、通常の業務とのやりくりにより、職員が対応し、生成に要する時間は、およそ 4 時間とのこと。（食用油にメタノール、塩酸などの薬品を加え、化学反応や熱処理などにより BDF を生成する。）

- ・平成 19 年度製造量 35,421L
- ・ランニングコスト(平成 19 年度) 1 L 当たり 107.6 円
※軽油の平均単価との比較 100.5 円

●BDFは燃費において、軽油と比較して遜色なく、同等の性能を発揮することができ、軽油特有の黒煙の排出が少ない。また、原料が植物性であるため地球温暖化にも役立つことから、これからも推進していくとのことであった。